

## まつ毛エクステンションの取扱について（案）

標記については、美容師免許を有しない営業者の実施したサービスにより、健康を害した利用者が発生した事案を契機として、平成20年、平成22年に美容師が行う業務として通知している。

一方で、美容師免許を有しない営業者が多数営業を行っているとの情報がある。

この問題について、最も配慮すべきは、まつ毛エクステンションのサービスを受ける消費者の安全であるとの理解を基本として、本検討会において安全なまつ毛エクステンションの在り方について検討を行うこととし、所要の構成員の追加等の対応を行いたい。

生活衛生関係営業等衛生問題検討会構成員の追加と  
意見陳述について（案）

（まつ毛エクステンション関係）

構成員の追加

○社団法人日本眼科医会の代表者

○美容師の代表者

○養成学校の代表者

○消費者の代表者

※まつ毛エクステンション営業者の代表者からの意見陳述の場  
を設ける。